

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」報告(素案)

平成 21 年 12 月 21 日

I はじめに

福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会は、福知山市の人権ふれあいセンター、児童館、教育集会所におけるこれまでの事業に加え、より開かれた運営と事業展開を図るため、新たな市民ニーズに対応する発展・展開に向けた意見をとりまとめることを目的に、平成 21 年 11 月 4 日に設置された。

当懇話会の設置にあたり、福知山市から当懇話会に対して、同和対策事業特別措置法から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行期間、また特別措置法失効(平成 14 年 3 月末)による施設の設置目的や事業の内容、さらには評価と課題に関する説明を受けた。

課題説明では、①高齢者や障害のある人の見守り活動といった地域福祉や子育て環境の整備といった児童福祉の推進、男女共同参画・ワークライフバランスの観点からの支援など、市民ニーズに応える新たな取組や、②より開かれた施設にするにはどうしたらよいものか③どういう役割を果たす施設にしたらよいか④そのために人権推進室の役割や組織体制はどうあるべきかを意見を交換し、報告することを求められた。

これを受け当懇話会は、平成 21 年 11 月 4 日の全体会以降、人権ふれあいセンターと児童館に関する分科会をそれぞれ 3 回開催し、次の項目の検討を重ね、これまでの意見をとりまとめ、報告する。

- (1) 施設の設置概要と目的、経過、同和問題に関する現状認識と解決について
- (2) 施設の運営と事業企画について
- (3) 施設の役割と活用について
- (4) 組織体制について

II 各意見項目

1 施設の設置概要と目的、経過、同和問題に関する現状認識と解決について

(1) 設置概要と目的、経過

【設置経過 資料 6-1】のとおり

(2) 同和問題に関する現状認識と課題について

同和問題に関する現状認識と課題については、次の 3 つの意見があった。

- ① 部落差別の実態があり、差別をなくすために取り組んできた施設の経過と差別事件や教育・就労・福祉の差別実態を踏まえた上で、同和対策の成果

をこれまで以上に人権問題に対応する一般施策によく活かし、より周辺や全市に開かれた対応すべきだ。

- ② 差別は再生産しておらず、法失効後は一般対策であり、人権推進室所管ではなく、教育や就労、福祉といった課題は周辺住民も共通しており、専門機関で対応すべきだ。
- ③ 施設の事業は、「うらやましい」、地域限定した事業で「逆差別」である。

この③の羨望的意見については、事業実施に伴い、目的趣旨等の啓発不足による課題として地域改善対策協議会意見具申(平成 8 年)にも指摘されている。同和対策事業(地域改善対策事業)は、同和問題を解決するために、周辺地域との一体性を確保しながら、市民と関係団体等の努力による特別措置であり、法失効後においても福知山市の人権行政の重要な課題のひとつとして、地区内外問わず取り組んできたものであり、うらやましい・逆差別といった羨望はあたらない。しかし、人権問題に対応する取組は公平に行う観点からすると、特定した箇所に設置している施設事業の開かれた取組には限界があり、同様の取組がない地域、または取組内容に差が生じているのも事実であり、取組の全市的な組み立てが必要である。

先の 2 つの意見には違いはあるが、差別、人権侵害に対し目が開き、それを解決し、一定進んできたことは事実である。「現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面で問題がある」とした国の【人権教育・啓発に関する基本計画】(平成 14 年 3 月)を踏まえ、特別措置法が終わったからといって、明日から世の中が変わるものではなく、取組を弱めることは、また後戻りすることにつながることを確認し、取組によって、少しずつ差別が消え、今ある差別を解決していくことを共通して確認する必要がある。この成果の上にとって、施設を設置した原点を大事にしつつ、一般施策として同和問題や子ども、女性、障害のある人などのあらゆる人権問題をなくすことを共通の目標とし、その実現を目指すことが大事である。

2 施設の運営と事業企画について

(1) 現状と課題

地域に開かれたコミュニティセンター、児童厚生施設として、運営委員会において差別を許さず人権をあたりまえとして実感できる文化の定着するまちづくりを目指して、市民の交流や地域活動の振興、子どもたちの健全育成に貢献してきた。

運営委員会にあっては、事業の計画や実施、また年度末評価を行っているが、年数回の協議では、館事業の評価やあり方等審議するには十分ではない。人権

講演会や文化行事などの公民館活動との重複をはじめとした地域活動との調整、また利用者数から見る費用対効果には、事業参加人数が少ないという問題がある。このため、より効果を高めるため、子ども等利用者の声をくみ上げ、施設の認知度を高め、遠くても行こうという魅力を高めることが大事である。

(2) 今後のあり方

差別を許さない人権社会の構築のためには、市民との協働が不可欠であり、市民の共感と理解を得られるよう、市民により開かれた運営とする民間主体にすべきである。このために、施策の実施状況や運営状況等に関する情報を、広く市民にわかりやすく公開し、指定管理者が管理する施設への移行といった大胆な運営主体の変更や委託事業、また既存の運営委員会に幹事会を設け活性化を図るとともに、利用者会を設け、施設の運営や事業の企画立案、評価を受けるべきである。

また、特色ある事業や貸館については、広報「ふくちやま」に毎月掲載するなど広報を活用すべきである。

3 施設の役割と活用について

(1) 現状と課題

同和問題の解決に向けて、地域住民の生活改善・支援に取り組み、住民の社会的、経済的、文化的生活に大きく貢献してきた。また、法失効後の福祉と人権の拠点施設の人権拠点に関しては、人権問題の対応や市民交流、文化・地域振興に寄与してきた。また、福祉拠点として、人権ふれあいセンターは高齢者対策を付加するデイサービス事業、児童館においては、児童クラブを福祉保健部に移管後は、子育て支援として放課後サポート事業を実施してきた。また人にやさしい人づくりを行い、地域福祉の拠点施設として、地域福祉推進協議会と連携した相談窓口を設置した施設、また館を中心にして公民館や婦人会、老人会の活動の拠点として、独居高齢者の弁当作り等を行い、地域福祉を推進している施設もある。

しかしながら、地域の福祉の拠点としては、活動や連携・情報共有等十分ではない。今、要介護者等要援護者をはじめ高齢者や障害のある人の見守りや日中支援、子どもの安心・安全といった住民と協働した地域福祉・児童福祉活動が課題となってきた。また自殺や虐待、さらにはひきこもりやニートといった課題やワークライフバランスの観点からの課題も市民ニーズとしてあり、これらに対応する自治会、公民館、民生児童委員、ボランティア・NPO、学校、介護支援専門員、ホームヘルパー、保護士、保健師、児童相談所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関、関係担当部署との連携のあり方など、

施設で対応する課題は多い。

(2) 今後のあり方

人権問題に対応するには、これまでの啓発や交流、学習活動はもとより、教育、就労、福祉などあらゆる分野の課題が包括しており、総合的な継続的相談が求められる。

施設においては、同和地区内において、複合的、集中的に現れた課題に地域住民と共に対応してきた経験をもとに、新たな課題に対応することが求められている。

しかし、施設の立地上ある程度の範囲の地域に限定した取り組みとなり、そうした課題への対応も「うらやましい・逆差別」として市民に印象を与えることにならないよう留意しながら、市民の共有財産として、地域福祉推進協議会や社会福祉協議会、包括支援センター等関係者・関係機関・関係担当部署と情報を共有しながら、市民の身近な拠点として地域密着の取り組みを行うことが必要である。また、市全体の課題に対応した施設に特化した利用も視野に検討されるべきである。児童館においては、この上に子育てサークルの活動の場としても、またそれぞれ特色を持った事業を行い、魅力ある館活動が求められる。

また、同じ地区内に併設する同和対策(地域改善対策)事業で設置した共同利用施設等については、その利用状況を見ながらも、ボランティアや NPO 等とも連携し、有効利用をすべきである。

4 組織体制について

(1) 現状と課題

人権ふれあいセンターは、隣保事業として相談事業などを通して、同和地区住民の生活改善・支援に取組み、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく貢献してきた。法失効後は、福祉の向上、人権啓発の住民交流拠点として学区全体に開かれた「福祉と人権の施設」としての運営してきた。このための職員を、児童館も同じく、人権問題の相談や課題調整に対応する人権推進室に配置してきた。

今後、問題が複雑化し、より人権啓発はもとより相談等専門化が求められる一方で、他の自治体と比較して職員数が多く、国による隣保館運営等事業費補助金など補助金の動向しだいでは、このまま維持できないこともあり得、市の財政厳しい中、成果を損なうことなく、事業や運営の民間に委託化等協働化を含めて、福祉と人権の拠点施設としての役割を踏まえた先の施設の役割と活用に対応した職員配置、組織体制が大事である。

(2) 今後のあり方

今後、問題が複雑化し、より専門化が求められることから、専門職員の配置や職員のスキルアップ、関係機関と連携すべきである。

しかし、補助金しだいではこのまま維持はできず、先の施設の役割と活用に対応した財源確保を行うとともに、また、より開かれた施設とするために運営そのものを民間主体にすること、福祉と人権がより連携し、情報交換や事業実施できる組織体制とすべきである。

なお、人権ふれあいセンターには、隣接する児童館を含めた課題対応を行うために課長級館長を配置しているが、民間主体の館長もしくは、専門職の登用等をすべきであるという意見があった。

また、同和施策は一般施策化している以上、人権推進室そのものを廃止し、二重行政をとりやめ、各課題に対応する専門部署で所管すべきであるという意見がある。一方で、そもそも差別は、差別の原因に対応した取組が必要であり、部落差別は近代になり制度としての差別性はなくなったものの、現代においてもなお、土地と血縁により差別の対象としてみなされる差別として存在し、生活全般にかかわる複合的、集中的な問題がある以上、解決する取組は当該地域において複合的に行われ、他の差別と同様に各担当部署が連携して実施されなければならない。また、担当部署に分散すると、かつてのように課題が分散し総合的な取組にならないのではないかと危惧し現状維持とする意見を大事にする必要がある。

5 その他

(1) 人権侵害に対する相談と救済

人権相談・救済に関しては、差別を禁止し救済する法的システムの確立を求めつつ、当事者の視点に立って対応し、人権侵害されている人の意思に基づいた(権利擁護事業を含む)制度を利用して相談・救済できるよう担当部署はもとより国、府等他の行政機やボランティア・NPO等と有機的な連携がとれるようにすべきである。